

○特定遊興飲食店営業の許可(第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。)

(第31条の22)

改正 平成29年3月22日 令和元年12月14日

令和3年3月26日 令和4年4月4日

令和7年6月28日 令和7年11月28日

## 審査基準

令和7年11月28日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第31条の22(第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。)
処分の概要	特定遊興飲食店営業の許可
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第31条の23において準用する第4条第1項、第2項及び第3項(許可の基準)、第31条の23において準用する第5条第1項(許可申請の手続) 風営適正化法施行令第23条において準用する第7条(法第31条の23において準用する第4条第3項の政令で定める事由) 風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条(特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類) 風営適正化法施行規則第1条(許可申請書の提出)、第6条(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)、第74条の2において準用する第6条の2(心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者)、第6条の3(許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人)、第75条(特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準)、第76条(ホテル等内適合営業所の基準)、第77条(特定遊興飲食店営業の許可申請の手続)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	別紙参照
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

備考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和7年11月28日警察庁生活安全局)第12及び第24を参照すること。
----	---

別紙

[別紙参照]